

◆11番（下市香乃美君） 皆さんこんにちは。

本当は、おはようございますというはずだったんですが、本日は議会の開会が大変おくれまして、傍聴席の皆さんには大変御迷惑をおかけしたことを私からもおわびしたいというふうに思います。本日に市民の皆様の市政への御参加は、とても大切なものでして、皆さんのこういう御参加の意欲に感謝しつつ、私は質問を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、まず都市内分権についてです。

政令指定都市を目指している岡山市は、今から都市内分権についての取り組みを進めていくべきと考えます。2月議会において、企画局長は「地域ごとの特性に応じた行財政運営が可能となるよう、都市内分権の検討を今後一層行ってまいりたい」と答弁しています。合併特例区は、都市内分権を進めていくための一つの形だと言えます。

改めてお尋ねします。

合併特例区を設置した目的は何ですか。

合併して1年3カ月になります。その目的の達成度についての評価をお聞かせください。

御津・灘崎両合併特例区の権限、機能は、住民サービスにこの間どのように生かされてきましたか、改善すべき課題をお示しください。

秋田市では、地域の個性を大切に生かしながら、身近な行政サービスを身近な場所で提供することができること及び地域の課題は地域で解決することができることを目指すため、行政サービスを市民に身近な地域で行うとともに、地域の実態に即したまちづくりを迅速かつ適切に展開するための拠点として、市内7地域に（仮称）市民サービスセンターを整備しようとしています。この政策についての御所見をお伺いします。

19年2月の福祉総合システムの稼働により、支所に端末機が設置されるようになります。身近な行政サービスを身近な場所で提供することができるように、人の配置も含めて考えていきますか。

次に、仕事の目標づくりと事務事業の総点検についてお尋ねします。

13年4月に施行された、岡山市の組織及びその任務に関する条例により、それぞれの職場において職員みずからが考える、仕事の目標づくりを実行し、仕事の達成に向け職場が一丸となり、職員が前向き、積極的に取り組み、その成果、達成度合いなどについての評価を行ってまいりました。

さて、市長は今議会の所信表明において、行政改革の推進として事務事業の総点検、行政サービスの棚卸しを行うとしています。現在、仕事の目標づくりは17年度の評価作業中で、18年度からは行わないとのこと。2月議会で総務局長は、仕事の目標づくりと評価の取り組みの見直しに言及していましたが、目標づくりをいつ、どこでやめることになったのですか、その理由を御説明ください。

一種の行政評価と、前市長の答弁のある目標づくりです。まず、この目標づくりを評価してください。

事務事業の総点検は、早急な見直しにより来年度予算への反映を目標にしています。削った事業のプロセスを市民に公開するためにも、予算査定を公開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、経費節減についてお尋ねします。

まず、特別職の退職金についてです。

17年11月の私の議会質問以降、特別職の退職金については新たな動きが出ております。大阪市会では、本年1月31日の本会議で、関淳一市長の2期目の退職金を廃止する条例を全会一致で可決しています。退職金の額は約2,400万円。総務省によると都道府県や政令市の首長の退職金が廃止されたのは初めてです。

宮城県議会は、本年3月16日の本会議で、知事や副知事などの特別職の退職金を廃止する条例案を賛成多数で可決しました。4月から施行し、村井知事——退職金約5,200万円——の任期中の2009年11月20日まで適用し、条例制定により4年間で1億5,000万円の削減につながるということです。

また小泉首相は、知事とか市長の退職金は多過ぎる、私も要らないから知事や市長もあきらめてもらったらどうだろうかというふうに、4月27日の経済財政諮問会議で、こう述べております。自治体トップの退職金の廃止を求めているわけです。国、地方ともに財政状況が厳しい中で、退職金も聖域扱いできないという判断があるように思います。首相や閣僚などの特別職には、在任期間に応じ退職金が支給されています。小泉首相がことし秋で退陣すれば、退職金は600万円から700万円と見られています。これらについて市長の御所見をお伺いします。

特別職の退職金を決める際、審議会や有識者会議など、第三者機関に諮問をしていますか、またこれから第三者機関に諮問をしていきますか、お尋ねします。

次に、電話費用の節減についてお尋ねします。

東京都では、来年3月の設備更新で、本庁舎の電話を一齐にIP電話にすることを都議会の予算特別委員会でも明らかにしています。東京都の通話費や保守修繕費など、電話に係る費用は年間2億1,000万円、IP化で年間3,000万円の経費節減が見込まれるそうです。

さて、16年11月に松田議員の質問に対して、総務局長は「IP電話の導入により通話部分のコストを若干下げることが可能ですが、基本料や初期投資費用なども考慮する必要があります。また、通信品質や発信者と発信番号が一致しないなどの問題点もありますが、IP電話の技術進歩は著しいものがあるため、他都市の状況や普及状況なども踏まえながら研究してまいりたい」と答弁しています。

研究はどこまで進んだのか、岡山市の通話費や保守修繕費、設備更新の初期費用などを示し御説明ください。

次に、少子化対策、子育て支援、男女共同参画についてお尋ねします。

2005年の出生率は晩婚、晩産が加速し、過去最低を大幅に更新し、1.25となりました。医療や介護保険も含めて、社会保障制度は少子化がさらに深刻になることを前提に設計を根本からやり直す必要があります。

まず、夫が家事をすれば子どももふえる、これは厚生労働省が行った「21世紀成年者縦断調査」の結果です。また、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の「全国家庭動向調査」でも夫の育児への協力度が高いほど、妻が欲しいと思う子どもの数が多い傾向も判明しています。夫の育児参加が妻の出産意欲につながるなど見ているわけです。このことについて御所見をお伺いします。

夫の育児への協力度を高めるために、どのような施策をお考えでしょうか。

さて、幹部職員の皆さんに、私は個人的に突然メールでアンケート調査をさせていただきました。御協力いただいた幹部職員の皆さんには、本当にありがとうございました。特別に何の理由も説明も

せずに私が個人的に聞いたものです。その中でですね、子どもは3歳までは母親が育てるべき、夫は働き、妻は主婦、こういう考え方に賛成をするという回答が複数の方からありました。少子化対策並びに男女共同参画社会実現のためには、男性の意識が変わることが不可欠だと思います。

まず、岡山市の男女共同参画推進本部の皆さんから意識を変えるべきではないでしょうか、本部長である市長の御所見をお伺いいたします。

次に、岡山市特定事業主行動計画の目標達成率について御説明ください。これは子育て休暇取得率、男性職員の育児休業取得率、管理職員の女性が占める割合です。今後、どういう方法でこの目標を達成していくのかお示しください。

さて次に、現在3人の子どもが全員保育園に入園している場合には、第3子の保育料は減免されています。これを拡大して第3子以降の4・5歳児の保育料を同時入所に関係なく無料化するのはいかがでしょうか。

次に、児童クラブの見直しは2002年に行われました。はや4年が経過します。児童クラブの入所児童数は年々ふえ、現在約3,800名、72児童クラブになりました。これに伴い、大規模クラブの問題や障害児の受け入れなど、次の課題も明らかになっています。児童クラブの全体的見直しを行う時期に来ていると考えますが、いかがでしょうか。

児童クラブの見直しの際には、会計の透明性や入所基準の明確化などを図り、運営体制を強化することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者対策と市営住宅についてお尋ねします。

地域では、本当に高齢者がふえております。高齢者がふえるということは、高齢者世帯がふえ、高齢者の一人暮らし世帯がふえることとなります。在宅の重度要介護者とその介護に当たる高齢者だけの、いわゆる老老介護世帯もふえています。在宅介護を維持していくためには、このような老老介護世帯への援助、要介護の認定を受けていない家族を含めて支援することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、成年後見人制度についてお尋ねします。

成年後見人制度は、民法の一部改正等を行い、従来の禁治産・準禁治産制度を改め、自己決定の尊重の理念と本人の保護の理念との調和を図った新しい制度で、2000年4月から施行されています。その内容は、認知症高齢者、知的障害者または精神障害者など、判断能力が十分でない人の財産の管理、介護サービスの契約等の法律行為等を本人にかわって後見人等が行う制度です。成年後見等の申し立ては、配偶者や4親等内の親族等が行うこととなっていますが、身寄りのない認知症高齢者等が親族等による後見等の申し立てが期待できず、放置できない状況にあるときは区市町村長が申し立てできることになっています。岡山市の取り組み状況について御説明ください。

次に、高島団地（仮称）元気の館整備事業の現状についてお尋ねします。

市営高島団地の敷地の一部を活用した、新たな高齢者向けの賃貸住宅と、地域の高齢者対策のための民間高齢者支援施設や地域交流スペースを備えた複合施設の整備をモデル事業として実施するために、一般公募型のプロポーザル方式で募集しましたが、応募者がありませんでした。

さて、その後のこの事業の経過について御説明ください。

次に、市営住宅の高齢化は進み、一人暮らし世帯の増加が進んでいます。広い敷地内にお店はなく、近くにあったスーパーやお店も閉店するところがふえています。これから暑くなっていくとき、高齢者の生活を支えるためにも市営住宅内に自動販売機を設置することはできないでしょうか、御所見をお伺いします。

次に、後楽館校舎整備計画についてお尋ねします。

今、10年先、20年先を見越した都市ビジョンが策定中です。都市ビジョンの中に後楽館中学校・高等学校をしっかりと位置づけてほしいと思います。

さて、本年3月に施設整備基本構想が示されており、今回の基本構想策定、概略設計に至るまでの経過及び市民への説明について、教育委員会としてどのように評価していますか。

南方地区・南方保育園の保護者から要望書が教育長に出され、後楽館中・高PTAもこれから出す予定と伺っております。これらの要望に対してどのように対応していくのでしょうか。

今後、地域、学校、保護者への説明をどのように行っていきますか。

旧南方小学校だけでなく、構想の見直しも含めて新しい角度から概略設計に進むべきではありませんか、お考えをお聞かせください。

次に、指導力不足教員についてお尋ねします。

2005年岡山県全体で指導力不足等教員に認定された7人のうち、指導力不足が解除されたのは1人、5人が退職、1人が分限免職となりました。この結果は、2月議会での教育長の答弁、「一人でも多く復職をしてもらいたい」という教育長の願いがかなったのでしょうか、お伺いします。

研修の成果により、1年後には学校現場に戻ることがこの研修制度の目的だと思います。7人中1人しか復職できなかった原因は何でしょうか、研修の内容に問題はないのでしょうか、この研修制度の評価を行うべきと考えますが、いかがですか。

18年度は、小学校、中学校、それぞれ何人の先生が指導力不足等教員に認定されていますか。

次に、スポーツ振興についてお尋ねいたします。

まず、桃太郎アリーナの岡山市民優先使用についてです。

県市負担金条例により、桃太郎アリーナに市は9億6,000万円を出資しています。優良施設である桃太郎アリーナを子どもたちやスポーツを愛する岡山市民にたくさん使用してほしいと思います。岡山市民あるいは岡山市の競技団体等が桃太郎アリーナを優先的に使用できるように県に働きかける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2月議会の吉本議員の「岡山シーガルズの応援策は考えられないか」という質問に対して、市長は「岡山シーガルズへの応援を表明されている岡山県や関係競技団体とともに、どのような支援、協力ができるか検討してまいりたい」と答弁されました。その後、どのような支援、協力を進めていくことになったのでしょうか。桃太郎アリーナの使用を岡山シーガルズの支援として取り組むことはできないでしょうか。

最後に、アクシヨンスポーツパークについてお尋ねします。

岡山市の公園としてのアクシヨンスポーツパークは、市民のスポーツ振興にどのように位置づけ、どのように寄与しているとお考えでしょうか。

さて、ジャンプ台未払い金訴訟の高裁判決についてお尋ねします。

アクシヨンスポーツパーク内のジャンプ台未払い金について、エックス社を被告とした訴訟が提起され、地裁判決ではエックス社の全面敗訴が下されたことは御案内のとおりです。エックス社は、こ

れを不服として高裁に控訴していましたが、6月16日に高裁判決が下されたと聞いています。その内容について本議会に報告し、あわせて御所見をお聞かせください。

次に、ASPO用地の活用についてです。

田原議員は、5年後のASPOのあり方をテーマに質問をいたしました。市長は、答弁の中でとにかく空き地は空き地にしてとっておくべきだと私は思っておりますと述べています。前後を読み直しても、その意味するところがわかりません。この発言の意味を市長の口から具体的に御説明ください。

それでは、これで1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

P. 210

◎助役（天野勝昭君） 少子化対策のお尋ねの中で1点お答え申し上げますと、夫の育児への協力度の関係でございますけれども、少子化対策の推進につきましては各種子育て支援策の充実、母子保健対策や就労支援対策の充実、男女共同参画社会の促進、安心して産み、子育てができる社会環境の整備など、多岐にわたる取り組みを一体的に進める必要があるというふうにご考えておられるところでございます。そういったことで、これにつきましてはやはり市役所といたしましては、各部署が連携してやらなきゃならないというところがございますので、先日市長がお答えいたしました庁内の関係部局で組織する検討チームの中で、幅広く多くの角度から検討してまいりたいと考えておられるところでございます。

以上です。

P. 210

◎総務局長（池上進君） 経費節減についてのうち、特別職の退職金について御答弁申し上げます。自治体トップの退職金も聖域扱いでなくという判断についての所見をということでございます。

これまで算定方法、支払い方法、支給割合について改善を行ってまいりましたが、当然現在の社会経済情勢を踏まえたものでなければならぬと考えております。今後とも、より一層市民の理解を得られる適切なものになるよう研究してまいりたいと考えております。

続いて、同じく退職金の問題ですが、退職金について第三者機関に諮問しているのかということでございますが、退職金につきましてはこれまで第三者機関に諮問しておりません。しかしながら、この退職金につきましても給料と同様に市民の理解を得られる適切なものでなければなりません。

そこで、今後の社会経済情勢にも配慮をしながら、常に市民本位の目線に立って議論、例えば御指摘の第三者機関での議論も検討する必要があるものと考えております。

続きまして、同じく経費節減についてのうち、電話費用の節減について、IP電話の導入についての研究について通話費、保守修繕費、施設更新の初期費用などについて説明をというお尋ねでございます。

平成17年度の本庁舎、分庁舎及び保健福祉会館の電話に係る費用でございますが、基本料金が約530万円、通話料金が約2,160万円、保守費用が約840万円となっております。

この4月の通話料金で比較をしてみますと、現行の料金が107万円に対して、IP電話の試算通話料は約103万円となりまして、4万円程度節減できる見込みでございます。

しかしながら、導入費用が約300万円程度かかることや、最近新聞紙上にも載っておりましたが、長時間にわたる通信障害が発生するなど、信頼性にまだ問題がございます。現行の回線を事故時の担保とすると、基本料金が重複するというような問題もございます。また、コスト面での導入メリットは現段階では余りないというふうにご判断してございますが、IP通信網の今後の技術進歩と安全性の確立、さらには電話交換機の更新時期を見据えながら、引き続き導入について研究してまいります。

最後に、少子化対策、子育て支援、男女共同参画の中の岡山市特定事業主行動計画の目標達成率についての御質問です。

平成17年度における目標の達成率ですが、子育て休暇取得率につきましては、目標60%に対して人数換算で約58%、取得日数は最大5日に対して1人平均2.6日となっております。

続いて、男性職員の育児休業取得率でございますが、目標5%に対して2.1%でございますが、平成17年度だけで3人の職員が取得しております。

続いて、管理職員に女性が占める割合でございますが、目標7%に対しまして7.3%となっております。

今後とも目標達成のために、この行動計画をより一層周知するとともに、目標の達成状況に留意して必要に応じて制度の見直しも含め、育児休業を取得しやすい職場環境の整備など、仕事と子育ての両立支援をより一層進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 211

◎財政局長（川島正治君） 事務事業の総点検に関連いたしまして、予算査定を公開すべきという御質問でございます。

市民の皆様方への予算編成段階における情報公開は、大変大切な視点であるというふうにご考えております。しかしながら、予算要求のすべてがそのまま予算化されるものではございませんので、予算編成、査定の過程で事務対象の見直し、実施期間の変更、あるいは事業の考え方自体が変わる場合もございます。このため、編成過程での公開により過度の期待や不安を抱かせ混乱を招くこともあるため、慎重であるべきというふうにご考えます。難しい面があるというふうにご考えております。

また、マンパワーや所要期間等の点に問題がございまして、こうした点も含めて研究する必要があるというふうにご考えております。

P. 211

◎市民局長（長島純男君） 少子化対策、子育て支援、男女共同参画の中で、男女共同参画推進本部員から意識を変えるべきだと思うが所見はというお尋ねでございます。

男女共同参画社会の実現に向け、庁内には男女共同参画推進本部を設置しておりますが、その構成員である各本部員は男女共同参画に関する認識と推進に向けての意識を十分持って取り組んでいただいていると認識をいたしております。推進本部の本部員はもちろんのこと、全庁的に取り組む必要がありますので、職員研修の場等で男女共同参画に関する認識と推進に向けての意識を一層深めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

P. 211

◎保健福祉局長（阪本泰基君） 都市内分権についての項で、19年2月の福祉総合システムの稼働により支所に端末機が設置されるが、人の配置も含めて考えているのかというお尋ねでございます。

福祉総合システムは、福祉事務所や支所の窓口で現在取り扱っております福祉関係業務につきまして、市民サービスの向上と業務の効率化を図ることを目的として導入するものでございまして、福祉事務所や支所の事務分掌を変更するものではございませんので、人の配置は予定いたしております。

続きまして、少子化対策、子育て支援、男女共同参画についての項で、第3子以降の4・5歳児の保育料を同時入所に関係なく無料化することはできないかというお尋ねでございます。

保育料の負担は、本来受益者の所得に合わせた応分の負担が原則でございます。こうした中で、本市では一度に多数の児童を保育園に通わせることの経済的負担を緩和するために、保育園に入園しております児童のうちで第2子の保育料は半額、第3子以降につきましては無料としておりまして、国の基準以上の助成を行っているところでございます。御理解を賜りたいと思っております。

続きまして、同じく少子化の関連でございますが、児童クラブの全面的見直しの時期に来ているのではないかと、また見直しの際には運営体制の強化を図るべきではないかというお尋ねでございます。一括して御答弁させていただきます。

前回、平成14年でございますけれども、その見直しの後、児童クラブを取り巻く環境は大きく変わってきております。国でもこうした中で、放課後児童対策にかかわります一定の見直しの動きが出ているところでございます。

今後、本市といたしましても、こうした国の動きを踏まえながら、またクラブ関係者や地域の方々のお声を聞きながら、運営体制の強化を含め児童クラブの充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者対策と市営住宅の関連でございますが、老老介護世帯への支援が必要ではないかというお尋ねでございます。

御指摘のとおり、今後高齢者人口がふえてくることによりまして、高齢者世帯や在宅の要介護者とその介護に当たる高齢者世帯——いわゆる老老介護世帯でございますけれども——もふえてくること予想されております。本市では、こういった老老介護世帯の家族への援助、要介護認定を受けない高齢者への類似の支援策の一つといたしまして、生活支援訪問事業等を実施しているところでございます。

最後でございますが、高齢者対策と市営住宅の関連で、成年後見人制度についてのお尋ねでございます。現在の岡山市の取り組み状況ということでございます。

岡山市におきましては、配偶者や4親等内の親族で申し立てをする人がいないときには、市長が申し立てを行っているところでございます。平成12年4月の制度発足以降、ことし平成18年3月までの関連でいきますと、認知症高齢者などに係るものが6件、知的障害者に係るものが2件、精神障害者に係るものが1件、市長の方で申し立てを行っているところでございます。

以上でございます。

P. 212

◎都市整備局長（小林良久君） 高齢者対策と市営住宅についてということで、まず高島団地（仮称）元気の館整備事業のその後の事業の経過についてということでございますが、元気の館整備事業の事業者募集につきましては昨年10月7日に公表し、去る1月20日に締め切りをしました。応募が1グループあり、審査に向けて準備を進めておりましたが、辞退届が提出され、応募者がゼロという結果になりました。

この事業は、高齢社会を迎え、特に単身高齢者世帯がますますふえていく中、単身高齢者が安心して生活できる住宅のモデル事業として必要と認識しておりまして、現在再募集に向けて事業者からの聞き取り調査等を行うとともに、事業への理解を深めていただき、より多くの事業者が応募されるような募集内容の検討を行っているところでございます。

次に、市営住宅内に自動販売機を設置できないかというお尋ねでございます。

市営住宅の敷地は、市営住宅を整備する目的のものでございまして、市営住宅敷地を住宅及び住宅の附帯施設以外の用途に使用する場合は、目的外使用許可が必要となります。市営住宅敷地の目的外使用につきましては、認可者の利便性の向上のみならず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲で許可できるものと考えております。

自動販売機の設置につきましては、複数の事業者が競合する場合の取り扱い並びに販売機の設置場所や必要な電源等の確保、また設置場所周辺の清掃、夜間の防犯対策等も必要でございまして、今後の検討課題と考えております。

次に、スポーツ振興についての中でアクションスポーツパークについて、まず岡山市の公園としてのアクションスポーツパークは、市民のスポーツ振興としてどのように位置づけ、どのように寄与しているのかというお尋ねでございます。

アクションスポーツという新しい分野のスポーツを全国に先駆けて発信し、利用者の拡大を続けているという意味で一定の影響を与えてきており、市民の新たなスポーツ参加の機会をつくることができました。そして青少年のエネルギーの発散の場、受け皿として寄与していると考えております。

次に、ジャンプ台未払い金訴訟、高裁判決の内容について、本議会に報告し、あわせて所見をいうことでございますが、このたびの高裁の棄却判決につきましては、当事者でございますエックス社が顧問弁護士などと今後の対応を協議すると聞いておりますので、その動向を見守りたいと考えております。

次に、ASPOの活用について、市長の答弁の意味を具体的にというお尋ねでございますが、5年

後のASPOにつきましては、今後の市民の幅広い意見を踏まえ、貴重な土地、空間である岡山操車場跡地の土地利用の方法を熟考して慎重に検討してまいりたいと考えております。
以上でございます。

P. 213

◎新市建設計画推進局長（高橋義昭君） 都市内分権についてのお尋ねの中で、合併特例区を設置した目的は何か、その目的の達成度についての評価はどうか、御津・灘崎両合併特例区の権限、機能は住民サービスにどのように生かされてきたか、改善すべき課題はという項目につきましてのお尋ねです。一括してお答えを申し上げます。

合併特例区は、地域住民の合併に伴う不安を解消するとともに、新市の一体性の円滑な確立に向けてソフトランディングを図ることを目的に設置され、一部の公の施設の管理や地域の特色ある事業を独自に行っております。

また、両合併特例区協議会は新市建設計画実施工程表に基づくハード事業の推進や特例区が行っている事務について、熱心に協議を重ねているなど、地域のため積極的に自治活動を続けておられるところでございます。発足して1年余りという短期間でありまして、現時点での評価は困難でありませんが、乳幼児医療費助成制度の対象年齢の統一や灘崎地域における水道水の供給についての要望書の提出など、地域住民の声を集約し、行政に反映させるなど、自治意識向上の役割は担いつつあるものと考えております。

P. 213

◎教育長（山根文男君） 後楽館校舎整備計画につきまして一連の御質問をいただいております。

まず、今回の基本構想策定、概略設計に至るまでの経過及び市民への説明についてどう評価しているか、それからこれまで出されました要望書、またこれから出される予定の要望書にどのように対応するのか、そして今後地域、学校、保護者への説明をどのように行っていくのか、それから構想見直しを含めて新しい角度から概略設計に進むべきではないかという御質問でございます。一括して御答弁申し上げます。

岡山後楽館中・高等学校施設整備基本構想の策定に当たりましては、関係機関また関係部局との協議や関係の市民の皆様への御説明が不十分であったというふうに認識いたしております。そういうことで、現在概略設計の策定に向けましては保健福祉局など、関係部局また関係の団体の皆様方との調整や、そしてまたこれまでいただきました要望書、またこれからいただく要望書の内容等も含めた諸条件の洗い出し作業を進めていきたいと、また進めているところでございます。今後、早急に関係の皆様方との協議、説明を行ってまいりたいと思っております。

次に、指導力不足教員についてというお尋ねでございます。まずその中で平成17年に指導力不足等教員に認定された7人のうち、認定解除が1人、5人が退職、1人が分限免職となった、この結果は一人でも多く復職してもらいたいという願いがなかったと言えるかという御質問でございます。

私の一番の願いは、あくまでも最終的には岡山市の子どもたちの幸せということを考えております。願いでございます。大変残念でございますけれども、現場に復帰した教員は県下で1人ということでございますけれども、学校は子どもたちのためにあるという、こういう原点を確認しながら、市民の学校教育に対する期待にこたえるためには教員の資質向上は最も大切なこと、重要なことの一つであると考えておりました。この研修を受けることによりまして、より指導力等をしっかり磨き直し、そして教員としてしっかりとした力量を持った、そういう教員が子どもたちの教育にかかわってもらいたいと、こういうふうに願っておるわけでございます。

次に、7人中1人しか復職できなかった原因は、研修の内容に問題はないのか、この研修制度の強化を行うべきかと考えるが、また平成18年度は小・中学校それぞれ何人の先生が指導力不足等教員に認定されているのかという御質問でございます。一括してお答えをさせていただきます。

この研修におきましては、一人一人の個別の課題に沿った研修が準備をされており、年間では1人の教員に対しまして、延べ人数ではございますけれども、50人以上の指導主事等が実際の授業を通して指導、助言や評価を行っております。

復職がかなわなかった理由は、一人一人異なるわけでございますけれども、専門的な知識を持つ県に、判定委員会がございます。この判定委員会において、認定が解除されるまでに至らなかったということでございます。このことは大変重く受けとめなければいけないと考えております。

研修の内容につきましては、毎年評価、改善を行っているところでございます。今年度は、岡山県全体で6人が研修を受けていると聞いております。学校種別ごとの人数等につきましては、県教委の方は一切発表をいたしておりません。

次に、スポーツ振興についてということで、桃太郎アリーナの優先使用についてという御質問の中で、まず岡山市民や岡山市の競技団体が優先的に使用できるよう県に働きかけてはどうかという御質問でございます。

桃太郎アリーナは、県民のだれもが利用できる施設であります。同時に国際大会や全国大会の開催におきましては最もすぐれた施設を有する体育館でもございます。このために、利用につきましては大会のレベル、また規模に応じて調整がなされているところでございますが、現状におきましても岡山市民の利用は多々あるとお聞きをいたしております。

なお、市の競技団体が主催する大規模な大会や市民体育大会等のような行事につきましては県の方への働きかけは可能であると考えております。

最後でございますが、岡山シーガルズへの支援、協力はどのように進めていくことになったか、また平日の昼間に岡山シーガルズが使用することを、支援として取り組むことはできないかという御質問でございます。

岡山シーガルズに対する支援、協力につきましては、現在県が競技力向上や地域スポーツ振興を図るために実施しております講師派遣事業がございますが、この事業につきましてそれぞれの関係団体に対しまして積極的な情報提供や、また利用促進に協力をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

桃太郎アリーナの平日の昼間の使用につきましては、御案内のように施設管理は県が行っておりますので、県と十分な御協議をしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

P. 214

◎総務局行政改革担当局長（佐古親一君） 都市内分権のうち、秋田市では行政サービスを市民に身近な地域で行い、市内7地域に（仮称）市民サービスセンターを整備しようとしているが、所見をどのお尋ねでございます。

身近な行政サービスを提供する支所等のあり方につきましては、秋田市の試みも参考にしながら、今後政令市の区政を考える中で区割り、区の機能及び出先機関のあり方などを総合的に検討していく必要があると考えております。

次に、仕事の目標づくりと事務事業の総点検についてのうち、仕事の目標づくりはいつ、どこでやめることになったのか、その理由は、また目標づくりの評価についてのお尋ねでございます。

仕事の目標づくりの取り組みにつきましては、各職場においてみずから考えた目標に向かって、職員が一丸となって取り組むという意味において、一定の成果はおさめてきたものと考えております。取り組み開始から丸5年が経過し、各課の目標のレベルや難易度にばらつきが目立ってきたことに加えまして、新たな目標の設定が大幅に減るなど、緊張感が薄れてきたため、本年3月に策定しました新岡山市行財政改革大綱（短期計画編）に、その取り組みの見直しを盛り込んだところでございます。これを受け、各課の年度単位の取り組みよりも、個人、グループも加えた全職員が年じゅう提案とできる形が望ましく、また各種褒賞制度を取り入れて改善のインセンティブを設定することも必要と考え、仕事の目標づくりの取り組みを発展解消しまして、業務改善職員提案制度に切りかえることを、先月29日の行財政改革推進本部において決定いたしました。

以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P. 215

◆11番（下市香乃美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まずですね、幾つか市長の御所見を求めましたが、市長の御答弁はありませんでした。別に市長が答えなくても当局が答えればいいということなのでしょうけれども、議員としては市長に質問しているということを申し述べておきたいというふうに思います。

まず、都市内分権のことからお尋ねいたします。

合併特例区のことについてお尋ねをいたしました。合併特例区を設置した目的が不安解消、岡山市との一体性を早くとるため、こういうことだったというふうには私も思っております。それですね、じゃあ1年3カ月たって合併をした御津、灘崎の住民の皆さんの不安は解消されたのかということが問題だというふうに思うんです。それですね、例えばなんですけれども、確定申告の時期に、まあ岡山市でも保健福祉会館で約1カ月間受け付けをしておりますね、これは旧御津町時代にも行われていたようです。2月16日から3月15日まで、約1カ月。そのときには1,000件の受け付けがあった。で、ことし、18年からはどこの支所も、まあ幾つかの支所がそうなんですけれども、2日間しかなくなりました。そのことによって、700件の申告しかなかった、300件の方はここで申告ができなかった。まあ別のところに行ったのかもしれないですよ。でもね、それっていうのは御津の方にとってみれば、身近なサービスが減ったということになるわけですね。で、そういう身近なサービスを減らしていく……、減らさないためにこの合併特例区というところで何かできるのではないかと、だから権限、機能っていうのがあるのではないかと、そういうことでお尋ねをしたのです。そういう権限、機能はこの合併特例区にはないのだと言うのであれば、そういうふうにお尋ねをいただきたいというふうに思います。これを質問します。

それと、秋田市のことですけれども、行政改革担当局長の方から御所見がありました。これ、福祉総合システムのことについて、太田正孝議員の質問に対して天野助役の方からも御答弁がございました。これは私、都市内分権、地域に密着した行政サービスをという観点で聞いております。で、今ですね、保健福祉局長からは、このシステムの稼働によっての人の配置は全く予定をしていないというお返事だったんですけれども、岡山市は都市内分権を進めていこうとしているんですか、まずこのことについてお答えください。

都市内分権を進めていくためには、やっぱり本庁から支所へ人を動かすということが必要だというふうに思うんです。それは政令市になってからやるんだよ、区制をしいてからやるんだよということではなくて、今この時期からその政令市というのを目指して市の形を変えていく、そういうことが必要なのではないかとということで質問しておりますので、お答えください。

ちなみに申し上げておきますと、本庁と支所の職員数なんですけれども、16年度、17年度、18年度、まあ17年度と18年度を比べてみますと、本庁が13人減り、出先機関は47人減っています。合併があったということで単純には申せないかもしれませんが、どちら側にシフトしていくのか、都市内分権を進めていくのか、集中型にするのか、そのことをもとにしてお答えください。

それと、予算査定の公開についてです。

今財政局長の方から、まあ簡単に言えばできないというお話がありました。鳥取県では、もう始まっているんですね。全事業について、要求から査定までホームページで公開をしております。編成作業は、庁内LANの電子会議室を活用してペーパーレス化も図っております。そういうことができないのかどうか。マンパワーとか所要期間のことをおっしゃいましたけれども、やろうと思えばできるんじゃないかなあと、今の岡山市の行政力をしてみれば、思うんですけれども、その辺も一度、公開しない、できない理由についてお答えください。

次に、特別職の退職金についてです。

このことについてはですね、市長の御所見をお伺いいたしました。総務局長の御答弁だったんですかね。総務局長が市長になりかわって答えるような問題ではないというふうに思っております。これはトップの判断で大阪市でも宮城県でも行われているし、首相もトップの判断として言われているんだと思います。これについて市長はどう考えているのか、17年11月の議会ですと、「別にいたかなくてもどっちでも結構でございますから」と、こういう答弁を市長はしておりますが、それしかないんですよ。これがずっと残っているということになります。財政が厳しい、職員は半減しなくちゃいけない、新規採用を3年間は凍結するのだと云う市長です。ぜひ市長からお答えをいただきたいと思っております。

それと、少子化、子育て支援、男女共同参画についてもですね、本部長である市長の御所見をお伺

いしました。どこがポイントかといいますとね、子どもは3歳までは母親が育てるべきなのか、夫は働き、妻は主婦、こういう考え方でよいのかということをお前は問題にしているんです。男女共同参画推進本部、当局のトップでつくっている本部です。本部長は市長でありますので、その御所見をお伺いいたします。

それと、岡山市特定事業主行動計画の目標達成率です。

今皆さんお聞きいただけましたように、非常に高くなっております。その中で、男性職員の育児休業取得率、これ目標5%に対して今2.1%、しかし私が最初にここに登壇したときから比べますと、ふえたんです、3人もとったそうです。ただね、私これを広げていくのは非常に大事だと思っております。で、今局長の方から制度の見直しというお言葉がありました。どの制度をどう変えようと思っ

ているのか、お聞かせください。

それとですね、児童クラブの問題です。全体的見直しを行う時期ではないというお答えだったんですかね。大規模クラブの問題、障害児の受け入れの問題、状況が変わったというお話はありましたが、問題がたくさん出てきております。私は、ここで一度全体的な見直しを行うべきではないかと思っておりますけれども、もう一度御所見をお伺い

します。

それと、高齢者の問題です。生活支援訪問事業をしていますというお返事でした。その支援は、サービスはふえているのかどうか、一つお尋ねします。

それとですね、私はこれだけでは足りないと思うんです。一つは、介護保険サービスの方でも生活援助というのがあるんですけども、要介護でない元気な同居家族がいるという理由で、保険として認めないという自治体も出てきているそうなんです。岡山市は、そんなことはありませんよね、これお尋ねします。

それとですね家事援助、この生活支援訪問事業の家事援助なんですけれども、これは買い物、調理、掃除に限られているんです。で、これは東京都を始めようとしてるんですけども、それに加えて散歩、認知症患者の見回り、大掃除、こういうことも入れようよということを考えています。岡山市はどういうふうにご考えていきますか、お答えください。

それとですね、市営住宅に自動販売機を設置するということについてです。目的外使用なので、利便性だけではなく、管理や電源の問題、清掃の問題等々たくさん問題があるよと、問題点ばかりを指摘されたんですが、今の市営住宅の現状として本当に高齢者がふえててね、高齢者の福祉面というか、生活面のことも考えていただきたい。やる方向で考えていくのかどうか、もう一度お願いします。

それと、後楽館についてです。

教育長からこれまでの市民への説明について、不十分であったという御答弁ありました。本当にそう思います。残念なんですけれども、14年7月から「これからの岡山後楽館を考える会」をつくって、保護者、教育委員会、市教委、話をしてきました。そこで話したことが、ここになって、もうこの基本構想から概略設計に行く段になって、地元からこういう要望が出たり、また改めて後楽館のPTAから要望を出さなくちゃいけないような状況になっているということが問題だと思っております。本当にこのことは十分に反省をしていただいて、次のステップに進むべきだというふうに思

います。

それともう一つですね、構想の見直し、しっかりそこも含めて説明をし、話を進めていくのか、もう一度お尋ねします。

それと、指導力不足教員についてです。まあ教育長の願いがかなったのかどうかは、よくわかりませんが、原因っていうのははっきりしていません。それと、今この指導力不足等教員の制度については県がしているわけなんです。そこでですね、いろんな権限が市におりてきておりますので、お聞きします。

教職員の任免権、給与の決定権、これは中核市におりてくるんでしょうか、きたんでしょうか。そうならば、政令市を目指す岡山市としてはこの指導力不足等教員の制度についても、しっかりと勉強していかないといけないことにもなると思っておりますので、あわせてお尋ねします。

それと、岡山シーガルズの支援です。

吉本議員からもお願いをするということであったんですけども、私もママさんバレーをこよなく愛する一人として桃太郎アリーナ、とてもいい体育館なんです。市民も使いたいし、岡山シーガルズとなったシーガルズもホームグラウンドとして使いたいという希望も持っておられます。県と協力するということですけども、シーガルズの皆さん、平島に住んでるんですよ、岡山市内に住んでいる人たちです。市の方から県の方に申し入れる、そういうことを行えるのかどうかお尋ねします。

それと空き地、アクションスポーツパークのところですけども、空き地についての答弁がありませんので、そのことについては答弁をお願いします。

これで2回目の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

P. 217

◎助役(天野勝昭君) 市長の答弁をぜひということでございますけれども、特に特別職の退職手当につきましては、特別職ということになりますと私自身も対象でございますが、(発言する者あり)市長自身は先般の議会です、個人的にはですね、それはないものはないということをおっしゃっているわけでございます。ただ、制度としてそのものがあるんで、それにつきましては先ほど総務局長が答弁したように、今後のことを考えますと、やはり市民の御理解をいただけるものにしていかなくちゃならないということでございます。

それから、都市内分権の関係でございますけれども、これにつきましてはやはり都市内分権を進めていくという方向性は打ち出しておるところでございます。その行き着く先というのは政令指定都市になれば区制というものがございまして、そこで大きな形での都市内分権というものが考えられる、それに向けていろいろ検討していかなくちゃならないということでございます。そういった意味で、支所の権能につきましても、その中でいろいろ考えなきゃならないということでございます。

それから、支所と本庁との職員交流、これはこれまでもやっておりますし、これからもやっ

それから、合併特例区に関しましてはこれは法律に定められた権能というものがございまして、その範囲内の、それからそれについては規約で定めておる事務をやっていくということでございますので、その中で先ほどおっしゃったような身近なサービスのことについてどうかということになりますと、これは支所としての機能としてどうか、そういったことも含めて考えなきゃならないので、特例区は特例区で一定の範囲内の事務事業を行うということに限定されておるものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

P. 218

◎総務局長（池上進君） 特定事業主行動計画の御答弁を申し上げたところ、必要に応じて制度の見直しもということについてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、この計画につきましては17年4月から22年3月までということと5年間が計画期間でございます。この計画期間中に、毎年分析を行いまして見直しを行っていくというたてりでございます。先ほど御答弁申し上げましたが、また議員の方からもかなりよくなってきている部分もあるというお話もいただきました。ありがとうございます。ただ、全般的に考えますと、まだまだということもございます。まずは、現制度の周知徹底を図った上で、まだまだ制度を見直す必要がある部分については思い切って制度を見直していこうと、そういう趣旨でございますので、御理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

P. 218

◎財政局長（川島正治君） 予算査定を公開できない理由をという御質問でございます。

先ほど御答弁したところでございますけれども、やはり編成過程での公開によりまして、市民の方々に過度の期待や不安を抱かせる、混乱を招くこともあるというふうなデメリットもあると考えます。そのため、慎重であるべきというふうにご存じます。

また、予算編成及び査定につきましては、非常に短期間の中で集中的に行われますため、こうした中でですね、その査定過程を公表する、公開する、そのためにはどういったやり方があるのかと、そこら辺の体制ですね、こういったものがクリアできないと、なかなか難しいところがあるのではないかと、このように考えております。

以上です。

P. 218

◎市民局長（長島純男君） 男女共同参画社会の推進について再質問をいただきましたが、確かに御指摘のように男女共同参画社会の推進に向けて職員の意識をより高めていくということは大変重要な課題であるというふうにご認識をいたしております。幸い今年度が現計画、さんかくプランの最終年度でございますので、19年度からの新しい計画づくりという、大きな課題も今年度でございます。こういった計画策定の中で、十分に御指摘の点も踏まえて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

P. 218

◎保健福祉局長（阪本泰基君） 下市議員の再質問にお答えいたします。

1つは、児童クラブの見直し時期に来ているのではないかとのお話でございますが、先ほど申しましたように今国の方もですね、児童クラブの重要性ということの認識の上でございますね、大きな見直しを考えている。まあ詳細はまだ示されておりません。ですから、私どもとしましてはそういう動向を十分見定めながら、今後のクラブのあり方を考えていきたいと思っております。

続きまして、高齢者対策でサービスの増というふうにご認識していただくか、それからいわゆる具体的な老老介護の場面で、そのサービスが拒絶されているという事態があることについてどう思っているか、それから家事援助の中で散歩が含まれていないのはどうかというお話の、3点について一括して御答弁させていただきたいと思っております。

サービスの増の観点でございますけれども、岡山市は老老介護とかつていう観点からいきますとですね、いわゆる介護者慰労金なんていう制度もございまして、それから、介護保険制度だけでいきますと、まあ今回もですね、いろんな介護予防、通所介護の中の点では、栄養改善とか、口腔機能の向上とかということの新しいプログラムも含まれておりますので、その辺を十分私どもも対処しながら考えていきたいと思っておりますが、一つ先ほどのその中でですね、現場の中で、その高齢者の方の世帯の中で、例えば一人の方、お二人の方の老老世帯ですね、お一人の方が要介護で、もう一人の方がそうでないときに十分なサービスを、拒絶されて受けてないんじゃないかというお尋ねでございますけれども、これについてはですね、具体的にはその家族を取り巻く状況等を十分家族と、居宅介護サービス事業所、あるいはケアマネジャー等がですね、全体的な検討会議を設けてまして、その中で具体的な事例に即してきちっとしたサービスができるかどうか、あるいはどういったプログラムを組むべきかということについて検討しておりますので、私どもとしてはその辺をですね、家族の状況に応じた適切な対応が図れるように、今後も努めていきたいと思っております。

それから、家事援助について、確かに御指摘のように現在散歩までは含まれておりませんが、他都市の事例を踏まえて岡山市はどうかという点でございますけれども、これについてはですね、一つは、あ、議員の御提案あるいは御見識ということで、私どももそういう他都市の事例があるということの情報をつかんでおりますけれども、これは一つの私どもの課題ということで、受けとめさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

P. 219

◎都市整備局長（小林良久君） 市営住宅の中で、自動販売機の設置をということでございますが、

問題点ばかりということですが、一応この問題点というのは整理をしなければならない課題でございます。しかしながら、確かに高齢者の方々が大変ふえている中ですね、そういうふうなお声、住んでいる皆様方のお話をよく聞いてですね、どうやればできるかについて考えていきたいというふうに思っております。

P. 219

◎教育長（山根文男君） 幾つかの再質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、後楽館ですね、基本構想等につきましての説明が不十分であったということの確認、それから構想の見直しという御質問だったと思います。

先ほども申し上げましたように、本当に関係の皆様方にですね、十分な御説明ができてなかったということで私どもも反省しております。で、このことをですね、次へのステップへということで、今後できるだけ早急にですね、関係の方としっかり話し合い、協議を進めながら、よりいい後楽館中・高等学校へという、この思いは同じだろうと思います。そういうことで知恵をいただきながら、よりいいものに進めていき、今後実施設計、基本計画へと進んでいくと思いますので、そういう中でお知恵をいただきたいというふうに思います。

次に、指導力不足の原因はというのが1点ございました。

これは一概にこの原因というのはなかなか見当たりませんが、例えば大学での養成の段階、そしてまたこれ県教委が採用してまずその採用段階、そしてまた教員になってからの研修段階と、このあたりですね、一連の一つの流れの中ですね、やっぱり整理をし、また原因を探りながら、よりいい資質のある教員にしていきたいというふうに思っております。今後は、そのあたりの課題があるというふうに思います。

それから、人事権の問題、それから給与負担の問題でございますけれども、御承知のように昨年10月26日に中教審の答申がございましてですね、そこで最初は市町村への人事権移譲ということであったんですけども、小さい市等ではなかなか難しいということで、今はとりあえず人事権を中核市へということですが、現在各県内で関係者が集まりまして、そのあたりの議論をしながら、それを国の方にですね、その全国の状況を国が集約して一定の方向を出したいということで、現時点ではまだ中核市へ人事権が移ったという状況ではございません。

それから、給与負担につきましてはですね、これについても同じようにいろいろ議論がございまして。これもまだ中核市へ、給付負担を中核市の方へという、そういう結論はもちろん出ておりません。今後大きな課題であろうというふうに思います。

それから、岡山シーガルズの関係ですけども、桃太郎アリーナの利用です。岡山市在住のシーガルズであるので、県へ申し入れをということでございましてけれども、先ほども申し上げましたように所管は県でございます。しかしながら、今申し上げましたように岡山市に在住ということもあるわけでございますが、他団体等もたくさんございます。そういうことがありますので、一概にここで申し入れをいたしますというふうには言い切ることができませんけれども、まあそのあたり今後ですね、今議員さんがおっしゃいましたそういう趣旨を踏まえながらですね、どうしていくかということの研究はしていきたいと思っております。

以上でございます。

P. 220

◎助役（井口義也君） それでは、スポーツ振興について、アクションスポーツパーク、まあASPOの活用についてということで、市長答弁の空き地という意味はということで再質問をいただきました。

御存じのとおり、ASPOも含めました西部の新拠点全体につきましてはまさに岡山市としては今後のまちづくりのために非常に重要な空間であるということで、あのスペース全体をやはりオープンスペース、空間としてどう考えるか、これを岡山市としてもしっかり考えなきゃいけない、やはり全体をまとめた形で考えなければいけないということで、空地、オープンスペースと、そういう意味で空き地という言葉を使わせていただいたものでございまして、これにつきましては答弁後も含めて、我々内部の中でこの考え方というものを再度確認いたしました。私自身も含めて、その中で整理をさせていただいたものでございます。答弁についての内容、意味というのは、今のようなものであるというふうに御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P. 220

◆11番（下市香乃美君） では、再々質問をいたします。

井口助役、今の空き地の話なんですけれども、これ以前高橋局長から、フェンスをとったらね、それだけでも起債償還、起債を返さなくちゃいけないよという話があったんです。それとの整合性というかが、それが気になるんですけれども、それとは全く関係ないのかどうか、もう一度お願いします。

それと、教育長、済みません、いろいろと指導力不足等教員の制度の御答弁あったんですが、私が聞きたかったのは、今ある制度でどうなのかということを知りたいんです。1年間の研修で返れなかったということはその研修制度に原因はなかったのか。今の教育長の答弁だと、そうじゃなくて、今までのね、養成から採用、全部になってしまうので、そうではなく、この制度にだけちょっと限って御答弁をお願いしたいと思います。これから岡山市もやっつけていかなくちゃいけないことだと思うので、大体全体的なお考えをお示しいただきたいと思っております。

それとですね、総務局長、特定事業主行動計画の制度の見直しです。

これね、中身何をおっしゃってるのかなあと、わからないんですよ。私、1点だけ申し上げます。

男性職員の育児休業取得率です。

これペナルティーがあるんですよ。やっぱりそれをとったら昇進とか、いろいろ不利になる。やっぱりそういうのがあるとね、実はなかなか進まないのではないかと私は思っておりますので、それ

についての御答弁をお願いします。

これから政令市を目指していく岡山市として、地方分権は進めていかなくちゃいけない、そういう御意志はありだという天野助役からの御発言がありました。今後も地方分権に向けて、市民が身近なところで、身近なよりよいサービスが受けられるように頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

本日はありがとうございました。（拍手）

P. 220

◎助役（井口義也君） 下市議員の再々質問にお答えをいたします。

フェンス、起債関係をということと、先ほどの空き地という言葉の関係はないのかということでございます。

正確に言うと、地総債ということだろうと思いますが、これはですね、先ほど言いました空き地、これは空間、空地という意味でございますから、フェンスのあるなしとはかかわりないので、無関係であるということに御答弁とさせていただきます。

以上です。

P. 221

◎総務局長（池上進君） 議員御指摘の特定事業主行動計画の中のさまざまな目標率、今おっしゃいました育児休業制度、これにつきましても、これだけでなしにさまざまな制度がございます、とにかく制度をとりやすい職場環境、これに努めるのが一番だと思っております。それらを含めまして、今後とも岡山市がそういった開かれた職場といいますか、子育てがちゃんとできる職場にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

P. 221

◎教育長（山根文男君） 下市議員さんの再々質問にお答えをさせていただきます。

指導力不足等教員につきましての制度についての改善、評価というお尋ねであったように思います。

この研修制度のそもそもの立案につきましては、県の方で制度つくっておるわけでございますけれども、これをつくるに当たっては、学校の関係者、一般の企業の方あるいはPTAの方々を含めた調査研究協議会という中で審議の中で制度ができたわけで、このことを毎年評価をいたしましてですね、県教委の、特に研修を担当しておられる方の評価、それからまた受講しておられる方自身からも評価を聞き、そういうことを参考にしながら、毎年毎年改善を図っておるということでございます。受講した教員の中からはですね、その研修の中で自分の課題解決に向けていろんな指導がいただけてありがたかったという、こういう感想も実はあるわけでございます。

そういうことで、毎年毎年今言ったような中でですね、この研修をより充実した研修にしようということで評価しながら改善をしておると、PDCAの形をとっておるということでございます。

以上でございます。

平成18年 6月定例会 - 06月26日-07号

P. 307

◆11番（下市香乃美君） それでは、6月定例会市議会に上程されました91件の議案のうち、甲第92号議案平成18年度岡山市一般会計補正予算（第1号）について外4件の議案に対して、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

まず初めに、甲第92号議案平成18年度岡山市一般会計補正予算（第1号）について、歳出第8款土木費第20項都市計画費第25目公園費中、まちづくり交付金事業費のうちさい東町公園整備事業費2億1,692万6,000円についてです。

さい東町公園整備は、市が直接に公園整備をするのではなく、地元が土地を手配し、造成したものを市が買い取るという新しい手法をとったことで次のような問題点が指摘できます。

まず、平成13年11月、予算要求用メリット計算を作成したとされていますが、その数字が明らかになりません。その後、平成14年8月に不動産鑑定額が決定され、同時にメリット計算を再度行った結果、地元が造成したものを市が買い取るという新しい手法の方が1,100万円安いとされています。メリット計算については、その数字を出した根拠があいまいであり、算出時期についても建設委員会の答弁と本会議の答弁に食い違いがあり、納得ができません。これでは、地元が土地を取得し造成したものを市が買い取る新しい方法が市にとって本当に有利だったのかどうかという検証ができません。

次に、今後もこのような方法を使うのかという質問に対して、今後は要綱をつくって対応したいとの答弁であります。これでは、要綱にも基づかないで事業を進めていたということです。法や条例を軽視している行政の姿勢には問題があります。

また、造成工事に当たっても、どのような材料が使われていたのか、市の基準に従ってなされたのかどうかの検証がされず、確認されていません。この検証、確認がされていない原因として、岡山市土地開発公社の先行取得の際に、監査の対象に入っていないことが挙げられます。100%市が出資し、助役が代表者である岡山市土地開発公社を市とは別組織だからという理由で監査できないと言い切ることに問題があります。合理的でないことは改善すべきです。

土地が急激に値上がりしていたときに公社がその土地を先行取得することには意味がありました。しかし、土地が値下がりしているときに、この方法で土地の買い入れをすることは説明がつきません。便利だからというのは、当局にとってであって、市民にとってそうであるかは別問題です。議会としては、土地の先行取得が安易に行われていることを看過するわけにはいきません。

以上の理由により、さい東町公園整備事業費について反対します。

次に、甲第102号議案岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、甲第103号議案岡山市重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、甲第104号議案岡山市老人医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてです。

ことし2月、定例岡山県議会でも単県医療費公費負担制度の見直しを盛り込んだ予算が成立しまし